
令和3年度 第6回
県立高校将来構想検討協議会

レジュメ

日 時 令和4年1月24日（月）
午後3時～午後5時
場 所 共用第2会議室（県庁4階）

山口県教育委員会

日 程

1 開会行事

- (1) 教育長挨拶
- (2) 会長挨拶
- (3) 出席者紹介（紙面）

2 協議

- パブリック・コメントの概要について
- 次期県立高校将来構想（案の検討資料）について

3 諸連絡

4 閉会行事

1 開会行事

(1) 教育長挨拶

(2) 会長挨拶

(3) 出席者紹介

2 協議

○ パブリック・コメントの概要について

○ 次期県立高校将来構想（案の検討資料）について

(1) 第1～3章

(2) 第4章1 特色ある学校づくり

(3) 第4章2 学校・学科の再編整備 ～ 第5章

3 諸連絡

4 閉会行事

県立高校将来構想検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県高校教育の将来構想の策定に当たり検討協議を行うため、「県立高校将来構想検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、将来構想の検討に当たり、概ね次の事項について協議する。

- (1) 現行県立高校将来構想の検証に関する事
- (2) 今後の県立高校の在り方に関する事
- (3) 特色ある学校づくりの推進に関する事
- (4) 学校・学科の再編整備の推進に関する事
- (5) その他、高校教育等に関する重要事項

(委員の構成及び任期)

第3条 協議会の委員は18名程度とし、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の中から会長が指名する。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を聴くための会を開くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

県立高校将来構想検討協議会委員

【委員】

	氏 名	所属・役職等
会 長	鷹岡 亮	国立大学法人山口大学教育学部学部長
副会長	宇佐美理世	リソラ社会保険労務士法人代表（山口県商工会議所連合会推薦）
委 員	浅野 拓治	三菱電機株式会社中国支社山口支店支店長（山口経済同友会推薦）
委 員	池田 拓司	山口県公立高等学校長会工業部会長（山口県立宇部工業高等学校長）
委 員	井原健太郎	山口県市長会会長（柳井市長）
委 員	江山 稔	山口県都市教育長会（防府市教育委員会教育長）
委 員	岡田 淳子	山口県中学校長会会長（岩国市立川下中学校長）
委 員	兼重 彰洋	山口県小学校長会会長（周南市立今宿小学校長）
委 員	木村 香織	山口県公立高等学校長会会長（山口県立山口高等学校長）
委 員	田中 幸夫	山口県公立高等学校PTA連合会副会長
委 員	中村 二郎	山口県公立高等学校PTA連合会会長
委 員	西川 敏之	山口県町教育長会会長（周防大島町教育委員会教育長）
委 員	廣川 晋	山口県私立中学高等学校協会（聖光高等学校長）
委 員	弘中 義久	山口県農業協同組合中央会副会長（山口県経営者協会推薦）
委 員	藤田 久美	公立大学法人山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科学科長
委 員	松田 龍信	山口県PTA連合会副会長
委 員	松原真奈美	山口県PTA連合会副会長
委 員	松本 博己	山口県公立高等学校長会商業部会長（山口県立岩国商業高等学校長）

【事務局】

氏 名	役 職 名 等
西村 和彦	山口県教育庁副教育長
道免 憲司	〃 理事
大野 直子	〃 審議監
田中 純	〃 教育政策課長
大塚 泰二	〃 教職員課長
中村 正則	〃 義務教育課長
国清 賢一	〃 高校教育課長
山本 朋宏	〃 特別支援教育推進室長
谷元 憲治	〃 社会教育・文化財課長
河村 宏之	〃 人権教育課長
宮村 和幸	〃 学校安全・体育課長